

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月30日
【事業年度】	第106期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	日本輸送機株式会社
【英訳名】	NIPPON YUSOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 裏辻 俊彦
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075-951-7171
【事務連絡者氏名】	取締役 青野 利泰
【最寄りの連絡場所】	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
【電話番号】	075-951-7171
【事務連絡者氏名】	取締役 青野 利泰
【縦覧に供する場所】	日本輸送機株式会社 東京支店 （東京都品川区大崎1丁目6番1号 大崎ニューシティ1号館） 日本輸送機株式会社 大阪支店 （兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番26号 尼崎ステーションビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日提出の第106期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書について、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、その期の収益状況に対応し、株主各位への配当の充実と企業基盤確立のための内部留保とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本としている。

当社は、剰余金の配当は年1回の期末配当を行なうことを基本方針としている。剰余金の配当の決定機関は株主総会である。

以上の方針に基づくとともに、当事業年度は業績が順調に推移したこと、また当社は平成19年8月に創立70周年を迎えることから、当期末配当は平成19年6月28日定時株主総会において1株当たり普通配当8円に創立70周年記念配当として1株2円増配し、計1株当たり10円配当とすることを決議した。

(訂正後)

当社は、その期の収益状況に対応し、株主各位への配当の充実と企業基盤確立のための内部留保とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本としている。

当社は、剰余金の配当は年1回の期末配当を行なうことを基本方針としている。剰余金の配当の決定機関は株主総会である。

以上の方針に基づくとともに、当事業年度は業績が順調に推移したこと、また当社は平成19年8月に創立70周年を迎えることから、当期末配当は平成19年6月28日定時株主総会において1株当たり普通配当8円に創立70周年記念配当として1株2円増配し、計1株当たり10円配当とすることを決議した。この配当総額は403,094千円である。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5)、(7) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

(訂正後)

(1)～(5)、(7) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。

(8) 自己株式の取得

当社は、「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。」旨を定款で定めている。これは、当会社の業務または財産の状況、その他の事情に対応して、機動的に自己株式の買受けを行えることを目的とするものである。

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<省略>

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、但し100株券未満の株式については、その端数を表示する株券を発行することが出来る。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜2丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店
株主名簿管理人	東京都港区芝3丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券の再発行は新株券発行に係る印紙税相当額 上記以外は無料
株券喪失登録に伴う手数料	1. 喪失登録 1株につき 8,600円 2. 喪失登録株券 1枚につき 500円
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	大阪市中央区北浜2丁目2番21号 中央三井信託銀行株式会社 大阪支店
株主名簿管理人	東京都港区芝3丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社本店及び全国各支店 日本証券代行株式会社本支店
買取・買増手数料	当社株式取扱規則に規定する1株当たりの買取・買増価格によって1単元の株式数の売買の委託に係る手数料相当額として、次に定める金額を、買取・買増単元未満株式数で按分した額。 100万円以下の金額につき ……………1.150% 100万円を超える500万円以下の金額につき ……………0.900% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。
公告掲載方法	電子公告による。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.aspir.co.jp/koukoku/7105/7105.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
ただし、当社が譲渡する自己株式を保有していないときは、この限りでない。

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) (2) (5) <省略>
- (3) 臨時報告書
平成19年4月10日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書(平成19年4月10日提出)の訂正報告書
平成19年4月16日近畿財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書
平成19年6月8日近畿財務局長に提出。

(訂正後)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) (2) (5) <省略>
- (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(連結子会社の破産手続開始の申立て等による貸付金・出資金の取立て不能)の規定に基づく臨時報告書
平成19年4月10日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書(平成19年4月10日提出)の訂正報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(連結子会社の破産手続開始の申立て等による貸付金・出資金の取立て不能)および、第19条第2項第17号(連結子会社に係る破産手続開始の申立て等)の規定に基づく臨時報告書(平成19年4月10日提出)の訂正報告書
平成19年4月16日近畿財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(提出会社の主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成19年6月8日近畿財務局長に提出。